

仕 様 書

下関市役所豊浦総合支所地域政策課

業 務 名 豊浦総合支所庁舎清掃業務
業務場所 下関市豊浦町大字川棚 6 8 9 5 番地 1
下関市役所豊浦総合支所庁舎（3階建）及び周辺施設
契約期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで
業 務 別紙 2 豊浦総合支所庁舎清掃業務基準表による他、下記による。

日常清掃

業務内容 業務日における次の業務

- (1) 通路、階段、会議室等の床面清掃業務
- (2) 窓ガラス（出入口）の拭き掃除
- (3) トイレ清掃業務（市所有のトイレットペーパー補充及び手洗い用石鹼詰替を含む）
- (4) ライオンの森トイレの清掃業務

業務日

庁舎開庁日のうち、月曜日、火曜日、木曜日及び金曜日とする。

（水・土・日曜及び祝祭日、12月29日から1月3日までの間を除く。）

作業時間

8時30分から17時15分までの範囲内で作業員2名により行う。

作業員① 8時30分から12時まで

作業員② 13時から17時15分まで

（必要により、午前・午後に1回ずつ15分休憩の為の部屋を提供する。）
（作業員の急な休み等により2名確保ができない場合は、双方協議のうえ1名での作業も可能とする。）

その他

業務の処理上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

作業員等の服装を統一し、また、作業員等の服務態度については、十分管理すること。

業務を遂行中建物の損傷等を発見したときは、直ちに甲に届けさせること。

特記仕様書（環境編簡易）は別紙3による。

下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項は別紙4による。